国 際 学 院 埼 玉 短 期 大 学 学 則

第１章　総　則

（目的）

第１条　本学は、教育基本法、学校教育法及び建学の精神に基づき、高等学校教育の基礎のうえに、一般的教養と専門的な知識と技能を教授研究し、その応用的能力を伸ばすと共に人格の完成に努め、健全有為な幼児教育者並びに栄養士、調理師及び近代産業社会の実際生活に対応し得る社会人を育成することを目的とする。

（名称）

第２条　本学は、国際学院埼玉短期大学と称する。

（位置）

第３条　本学は、埼玉県さいたま市大宮区吉敷町２丁目５番地に置く。

（教育研究活動等の点検・評価）

第４条　本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

２　前項の点検及び評価に関する必要な事項は、別に定める。

第２章　学科、学生定員及び修業年限

（学科）

第５条　本学学科組織は、次のとおりとする。

幼児保育学科　　健康栄養学科

（学生定員）

第６条　本学の学生定員は次のとおりとする。

幼児保育学科	入学定員　１８０名	収容定員　３６０名
健康栄養学科	入学定員	収容定員
栄養士専攻	８０名	１６０名
調理師専攻	４０名	８０名

（修業年限、在学年限）

第７条　修業年限は２年とし、在学年限は４年を超えることができない。

第３章　入学、休学、復学、転学、退学及び除籍

（入学時期）

第８条　入学の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

第９条　本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

一、高等学校を卒業した者

二、通常の課程による12年の学校教育を修了した者

三、外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

四、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
五、文部科学大臣の指定した者
六、大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
七、高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

（入学の出願、選考）

第10条　本学への入学を志望する者は、所定の書類に検定料を添えて願い出なければならない。
２　前項の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学の許可）

第11条　前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、期日までに所定の書類を提出するとともに所定の納入金を納めなければならない。
２　学長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

（休学、復学）

第12条　病気その他の理由により３ヶ月以上出席することができない者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。ただし、休学期間は１年以内とし、なお休学を要する者は許可を受けて更に１年以内の休学ができる。
２　病気のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

第13条　休学者は、学年又は学期の始めでなければ復学することができない。

第14条　休学期間は、在学年限に算入しない。

（転学）

第15条　転学しようとする者は、その理由を明記し、保証人連署の上、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。
２　本学に転学を志望する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。許可の際の手続きは、第10条及び第11条による。
３　前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

（退学、再入学）

第16条　退学しようとする者は、その理由を明記し、保証人連署の上、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

第17条　正当な理由で退学した者が当該学科に再入学を志望したときは、選考の上許可することがある。この場合には、既修得科目の全部又は一部の再履修を命ずることがある。

（除籍）

第18条　次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。
一、授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

二、第７条に定める在学年限を超えた者
三、第12条に定める休学期間を超えてなお修学できない者
四、長期間にわたり行方不明の者
２　除籍の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

（復籍）
第18条の２　前条第１項第１号の規定により除籍となった者から除籍の日の翌日から起算して3年以内に当該除籍の事由となった未納入の授業料を納入して復籍の願い出があったときは，教授会の議を経て，学長が復籍させることができる。
２　復籍の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第４章　検定料、入学金、授業料及びその他の費用

第19条　検定料、入学金、授業料、実験実習料及び施設費の額は次のとおりとする。

	幼児保育学科	健康栄養学科 栄養士専攻	健康栄養学科 調理師専攻
検定料	３０，０００円	３０，０００円	３０，０００円
入学金	３００，０００円	３００，０００円	３００，０００円
授業料（年額）	６８０，０００円	６８０，０００円	６８０，０００円
実験実習料（年額）	６０，０００円	１２０，０００円	１２０，０００円
施設費（年額）	２４０，０００円	２４０，０００円	２４０，０００円

（授業料等の納入）
第20条　授業料、実験実習料及び施設費（以下「授業料等」という。）は、年額の全部を各学年当初の所定の期日までに、又は年額の２分の１ずつを各学期の所定の期日までに納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は延納を認めることがある。
２　学年の中途で卒業する見込みの者の当該期分の授業料等は徴収する。

（退学、除籍及び停学の場合の授業料等）
第21条　学期の中途で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料等は徴収する。
２　停学期間中の授業料等は徴収する。

（休学の場合の授業料）
第22条　休学を許可され又は命ぜられた者については、在籍料として第19条に規定する授業料同額を第20条に規定する方法により徴収する。ただし、当該学生の経済的事情等を考慮し、減免することがある。

（納入した授業料等）
第23条　納入した検定料、入学金、授業料及びその他の費用は返還しない。

（授業料等の減免及び学資の給付）

第24条　学業人物ともに優秀な学生であって、学費の支弁が困難な学生については、授業料等を減免し、又は学資を給付することがある。
２　授業料等の減免及び学資の給付に関する必要な事項は、別に定める。

第５章　教育課程

（授業科目）
第25条　本学における授業科目は、教養科目及び専門科目とする。

第26条　授業科目は、これを必修科目及び選択科目に分け、その科目及び単位数は、別表の教育課程表のとおりとする。

第６章　履修規定及び卒業等

（単位の計算方法）
第27条　各授業科目の単位数は、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成するものとし、次の基準により計算する。
一、講義については、15時間の授業をもって１単位とする。
二、演習については、30時間の授業をもって１単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって１単位とする。
三、実験・実習及び実技については、45時間の授業をもって１単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって１単位とする。

（卒業の要件）
第28条　本学を卒業するためには、２年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、62単位以上修得しなければならない。
幼児保育学科
⑴教養科目については16単位以上
⑵専門科目については46単位以上
健康栄養学科
⑴教養科目については16単位以上
⑵専門科目については46単位以上

（免許状等）
第29条　本学において取得することができる免許状等の種類は次のとおりとする。
幼児保育学科　幼稚園教諭二種免許状
　　保育士資格
健康栄養学科
　栄養士専攻　栄養士免許証
　　栄養教諭二種免許状
　調理師専攻　調理師免許証

（幼稚園教諭の免許状）
第30条　幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、第28条の規定によるほか教育職員免許法及び同法施行規則に基づく所定の授業科目並びに単位数を修得しなければならない。

（保育士の資格）
第31条　保育士の資格を取得しようとする者は、第28条の規定によるほか児童福祉法及び同法施行規則に基づく所定の授業科目及び単位数を修得しなければならない。

（栄養士の免許証）
第32条　栄養士の免許証を取得しようとする者は、第28条の規定によるほか栄養士法及び同法施行規則に基づく所定の授業科目及び単位数を修得しなければならない。

（栄養教諭の免許状）
第33条　栄養教諭二種免許状を取得しようとする者は、第28条の規定によるほか教育職員免許法及び同法施行規則に基づく所定の授業科目及び単位数を修得しなければならない。

（調理師の免許状）
第34条　調理師の免許証を取得しようとする者は、第28条の規定によるほか調理師法及び同法施行規則に基づく所定の授業科目及び単位数を修得しなければならない。

（単位の授与）
第35条　授業科目を履修し、試験に合格した者には所定の単位を与える。
２　試験は、履修した授業科目について筆記、口述、論文、実技等によって行う。
３　試験には、定期試験、追試験及び再試験等がある。定期試験は、学期末又は学年末に行い、追試験は、やむを得ない事故のために定期試験を受けることができなかった者のために行い、再試験は、受験した結果不合格となった者のために行う。
４　追試験及び再試験は、当該学科において必要と認めたときに限り行う。

第36条　修学について所定の条件を備えていない者は、受験資格を失うことがある。

（成績の評価）
第37条　学業成績の判定にはＳ、Ａ、Ｂ、Ｃ及びＤの５種をもってこれを表し、Ｓは90点以上、Ａは80点以上、Ｂは70点以上、Ｃは60点以上、Ｄは59点以下とし、Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃを合格とする。

（履修届）
第38条　学生は、毎学年の始めに履修する科目を選定し、履修届を提出して学長の許可を受けるものとする。許可された履修科目をやむを得ず変更する場合も同様とする。

（卒業）
第39条　本学に２年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を取得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

（学位授与）
第40条　前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

（他の短期大学又は大学における授業科目の履修等）
第41条　本学が教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む。）において履修した授業科目について、本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。
２　前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は30単位を限度として認定することができる。単位の認定は、教授会の議を経て学長が行う。

（短期大学又は大学以外の教育施設等における学修）
第41条の２　本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。
２　前項により与えることができる単位数は、第41条第1項により認められる単位数と合わせて30単位を超えないものとする。単位の認定は、教授会の議を経て学長が行う。

（入学前の既修得単位等の認定）
第41条の３　本学が教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生により修得した単位を含む。）を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った第41条の２第１項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
３　前２項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。単位の認定は、教授会の議を経て学長が行う。
この場合において第41条第１項及び第41条の２より本学において履修したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

第７章　学年・学期及び休業日

（学年）
第42条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終る。

（学期）
第43条　学年は、次の二期とする。
前期・４月１日から９月30日まで
後期・10月１日から翌年３月31日まで

（休業日）
第44条　休業日は、次のとおりとする。
一、日曜日
二、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日
三、創立記念日（12月10日）
四、夏期休業日（７月21日から８月31日まで）
五、冬期休業日（12月21日から翌年１月７日まで）
２　休業日の変更及び臨時の休業日については、学長がその都度定める。

（授業期間）
第45条　１年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第８章　教職員組織及び教授会

（教職員組織）
第46条　本学には、次の教職員をおく。
学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、職員

（教授会）
第47条　本学に、重要な事項を審議するため教授会をおく。
２　教授会は学長、副学長、教授並びに准教授及び専任講師の代表をもって組織する。教授会には必要に応じて職員を加えることができる。
３　前２項のほか教授会に関する規程は別に定める。

第９章　専攻科

（専攻科）
第48条　本学に専攻科を設け、幼児保育専攻、健康栄養専攻、高度調理師専攻及びキャリア開発専攻をおく。

（目的）
第49条　専攻科は短期大学の教育の基礎の上に、より高度な知識や技術を教授し、その研究を指導することを目的とする。

（学生定員）
第50条　専攻科の学生定員は、次のとおりとする。

幼児保育専攻	入学定員　２０名	収容定員　４０名
健康栄養専攻	入学定員　２０名	収容定員　４０名
高度調理師専攻	入学定員　４０名	収容定員　４０名
キャリア開発専攻	入学定員　２０名	収容定員　２０名

（修業年限及び在学年限）
第51条　専攻科の修業年限及び在学年限は、次のとおりとする。

幼児保育専攻	修業年限　２年	在学年限　４年
健康栄養専攻	修業年限　２年	在学年限　４年
高度調理師専攻	修業年限　１年	在学年限　２年
キャリア開発専攻	修業年限　１年	在学年限　２年

（入学資格）
第52条　専攻科に入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。
一、短期大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
二、外国において学校教育における14年の課程を修了した者

（教育課程）
第53条　専攻科の授業科目及び単位数は、別表の教育課程表のとおりとする。

（修了の要件）
第54条　専攻科を修了するためには、所定の修業年限以上在学し、前条に定める教育課程に示された所定の単位以上修得しなければならない。

（修了）
第55条　専攻科に所定の修業年限以上在学し、所定の単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が修了を認定する。
２　学長は、修了を認定した者に対して修了証書を授与する。
（検定料、入学金及び授業料等）
第56条　検定料、入学金、授業料及び施設費は次のとおりとする。

	幼児保育専攻	健康栄養専攻	高度調理師専攻	キャリア開発専攻
検定料	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
入学金	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円
授業料（年額）	650,000円	710,000円	710,000円	340,000円
施設費（年額）	200,000円	200,000円	200,000円	100,000円

（授業料等の納入）
第57条　授業料及び施設費は、年額の全部を各学年当初の所定の期日までに、又は年額の２分の１ずつを各学期の所定の期日までに納入しなければならない。

（適用の除外）
第58条　第１条、第５条、第６条、第７条、第９条、第19条、第20条、第25条、第26条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第39条、第40条、第41条第41条の２、第41条の３、第70条、第71条及び第72条の規定は、専攻科の学生にこれを適用しない。

第10章　別科

（別　科）
第59条　本学に別科を設け、調理師別科をおく。

（目　的）
第60条　別科は国際学院の教育理念に基づき、調理師を養成するための特別の技能教育を施すことを目的とする。

（学生定員）
第61条　別科の学生定員は、次のとおりとする。

調理師別科	入学定員　４０名	収容定員　４０名

（修業年限及び在学年限）
第62条　別科の修業年限及び在学年限は、次のとおりとする。

調理師別科	修業年限　１年	在学年限　２年

（入学資格）
第63条　別科に入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。
一　高等学校を卒業した者
二　通常の課程による12年の学校教育を修了した者
三　外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
四　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
五　文部科学大臣の指定した者
六　大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

（教育課程）
第64条　別科の授業科目及び単位数は、別表の教育課程表のとおりとする。

（修了の要件）
第65条　別科を修了するためには、所定の修業年限以上在学し、前条に定める教育課程に示された所定の単位以上修得しなければならない。

（修　了）
第66条　別科に所定の修業年限以上在学し、所定の単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が修了を認定する。
２　学長は、修了を認定した者に対して修了証書を授与する。

（検定料、入学金及び授業料等）
第67条　検定料、入学金、授業料及び施設費は次のとおりとする。

	調理師別科
検定料	30,000円
入学金	300,000円
授業料（年額）	710,000円
施設費（年額）	200,000円

（授業料等の納入）
第68条　授業料及び施設費は、年額の全部を各学年当初の所定の期日までに、又は年額の２分の１ずつを各学期の所定の期日までに納入しなければならない。

（適用の除外）
第69条　第１条、第５条、第６条、第７条、第９条、第19条、第20条、第25条、第26条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第38条、第39条、第40条、第41条の２、第41条の３、第70条、第71条及び第72条の規定は、別科の学生にこれを適用しない。

第11章　科目等履修生・特別聴講学生・研究生及び外国人留学生

（科目等履修生）

第70条　本学において開講する授業科目について履修を希望する者があるときは、教授会の議を経て科目等履修生として許可することがある。科目等履修生に関する規程は別に定める。

（特別聴講学生）

第71条　他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

２　特別聴講学生に関する必要な事項は、別に定める。

（研究生）

第72条　本学において特別の事項について研究を希望する者があるときは、教授会の議を経て研究生として許可することがある。研究生に関する規程は、別に定める。

（外国人留学生）

第73条　外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を希望する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

２　外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第12章　公開講座

第74条　本学において公開講座を開設することがある。

第13章　　賞　罰

（褒賞）

第75条　学生にして、性行善良、学術優秀で学生の模範となる者は、教授会の議を経て、学長がこれを褒賞する。

（懲戒）

第76条　本学学生で規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

２　懲戒はその軽重に従い、譴責・停学・退学とする。

３　前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

一、性行不良で改善の見込みがないと認められた者

二、学業を怠り、成業の見込みがないと認められた者

三、正当な理由がなくて出席常でない者

四、本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第14章　寄宿舎

第77条　本学に寄宿舎を置く。

２　寄宿舎に関する必要な事項は、別に定める。

附　則

この学則は昭和58年４月１日から施行する。

附　則
この学則は昭和58年９月７日から施行し、昭和59年度入学生から適用する。

附　則
この学則は昭和59年６月18日から施行し、昭和60年度入学生から適用する。

附　則
この学則は昭和61年６月19日から施行し、昭和62年度入学生から適用する。
昭和61年４月１日において現に在学する学生については、改正後の第18条の規定にかかわらずなお従前の例による。

附　則
この学則は昭和62年２月４日から施行し、昭和62年度入学生から適用する。

附　則
１　この学則は昭和63年８月30日から施行し、昭和64年度入学生から適用する。
２　この学則を施行する際現に在学する学生は、なお従前の学則による。

附　則
この学則は平成２年４月１日から施行する。

附　則
１　この学則は平成４年４月１日から施行する。
２　平成４年３月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附　則
１　この学則は平成４年４月１日から施行する。
２　第６条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成４年度		平成５年度 ～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
食物栄養科	１６０名	２４０名	１６０名	３２０名	８０名	２４０名

３　第27条に規定する卒業の要件は、平成４年３月31日以前に入学した幼児教育科学生については、なお従前の例による。

附　則
この学則は平成４年７月15日から施行し、平成５年度入学生から適用する。

附　則
１　この学則は平成５年４月１日から施行する。
２　平成５年３月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附　則

1　この学則は平成７年４月１日から施行する。
2　平成７年３月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附　則

1　この学則は平成８年４月１日から施行する。
2　平成８年３月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附　則

1　この学則は平成９年４月１日から施行する。
2　平成９年３月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附　則

1　この学則は平成10年４月１日から施行する。
2　平成10年３月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附　則

1　この学則は平成11年４月１日から施行する。
2　平成11年３月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附　則

1　この学則は平成12年４月１日から施行する。
2　平成12年３月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。
3　第６条に規定する学生定員は、平成12年度から平成16年度までの間は、次のとおりとする。

年度／学科	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
食物栄養科	１５８名	３１８名	１５６名	３１４名	１５４名	３１０名

年度／学科	平成15年度		平成16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
食物栄養科	１５２名	３０６名	１５０名	３０２名

附　則

1　この学則は平成13年４月１日から施行する。
2　平成13年３月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附　則

1　この学則は平成14年４月１日から施行する。
2　平成14年３月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附　則

1　この学則は平成15年４月１日から施行する。
2　平成15年３月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附　則

1　この学則は平成16年４月１日から施行する。
2　平成16年３月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附　則

1　この学則は平成17年４月１日から施行する。
2　平成17年３月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附　則

1　この学則は平成18年３月３日から施行する。
2　平成18年３月２日以前に卒業した学生については、改正後の第３９条に定める短期大学士とみなすものとする。

附　則

1　この学則は平成19年４月１日から施行する。

附　則

1　この学則は平成20年４月１日から施行する。
2　平成20年３月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附　則

1　この学則は平成21年４月１日から施行する。
2　平成21年３月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附　則

1　この学則は平成22年４月１日から施行する。
2　平成22年３月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附　則

1　この学則は平成23年４月１日から施行する。
2　平成23年３月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。

附　則

1　この学則は平成25年４月１日から施行する。
2　平成25年３月31日以前に入学した学生については、なお従前の学則による。